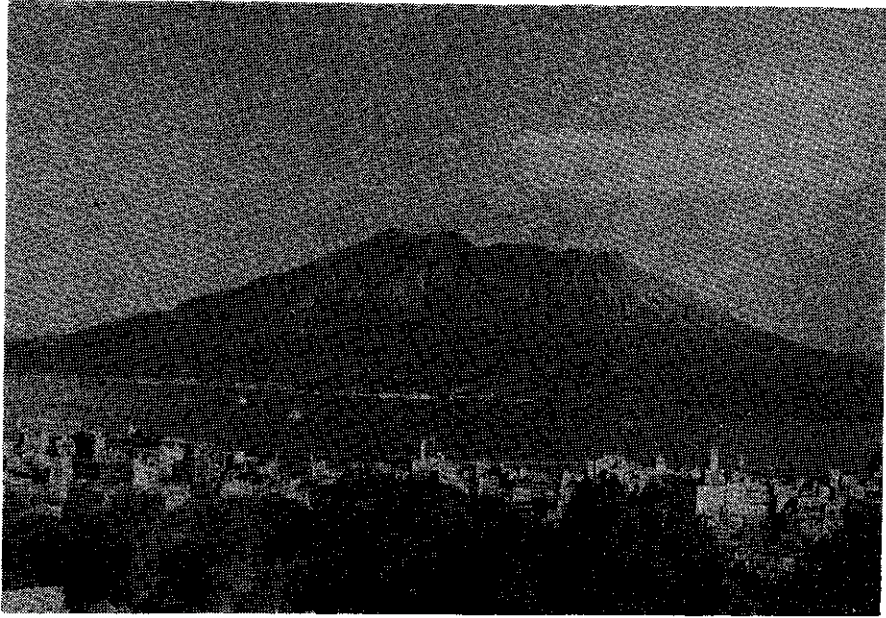


第11回定時代議員総会

鹿児島大会を
成功させよう!

明日への前進を目指して



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
連盟本部 第1シルバールビル5F501号
電話 03(354)4162

発行人
会長 小林繁夫
編集人
広報部長 石亀邦俊

会員諸兄には、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

鹿児島大会は十一年目を迎え、今後さらに飛躍し、明日への前進を目指す第一歩としての大会にしたいと張切っております。

本年は税理士法改正の年でもあります。将来の税理士業界の命運をかけた大事な年でもあります。みんな語り合いましょう!

すでに鹿児島では、皆様にご満足いただけるように、鹿児島県随一の城山観光ホテルに会場を設営しております。

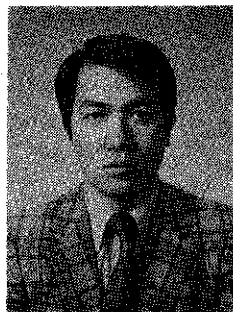
鹿児島は幕末期、明治維新の大業に活躍した人物を多く輩出し、日本の夜明けをもたらした歴史的な県であります。この歴史的な鹿児島で大会を開催されることは、正に打って付けの開催地です。史と景と温泉の町鹿児島で会いましょう。!

鹿児島大会実行委員会

激流を乗り越え

燃やせ真実の炎を!!

総務部長 坂 田 純 一



を中心に正確かつ迅速な情報(会報六回・全青税だより九回・税理士法改正キャンペーン八回等)を毎月お届けすることができたものと思います。

一方、理事会・常務理事会の開催は、つとめて全国各地での開催を心掛けました。新しく開催した地区(東北・中国・九州)では会議の前後に「新税」「税理士法改正問題」「事務所経営」等の研究会を合わせ実施し、地元の会員諸兄の参加を呼びかけました。その結果、個人会員の皆様も多数出席いただき、会議は終始活発な意見交換が行われました。参加された会員諸兄には、全国青税の活動を充分肌で感じていただけたものと思えます。

身近かに感じる 全国青税をめざして 昨年七月、十周年記念横浜大会において伝統ある全国青税の総務部長という大役を引き受け、この一年会員諸兄の絶大なご支援ご協力により、ここに鹿児島大会を迎えることができましたこと心より感謝致します。

私共執行部は、十年の激流を乗り越えた全国青税の活動を充分踏まえ、「税理士会の良心」であるという自覚と自負のもとに、この一年さらに新鮮で、創造的で誠実な活動を行ってまいりました。特に会員諸兄にとって、より身近かに感じる全国青税をめざすため、文書(情報提供)活動には力を注ぎました。税理士法改正問題

今回のシンポジウムのテーマや内容は、従来のテーマが業界内の制度問題を主たるテーマとして行ってきたことからみると、内なる研究から外への発表を提言したものと、意義あるものでした。加えて秋季シンポジウムとしては初めての資料集(百二二ページ)も完成し、広く中小企業者にも配布されました。

全国青税は、今後も税理士の社会的地位向上をめざし、税理士の立場から研究した租税制度・中小企業問題等の成果を外へ向けて発表することも、必要であると感じております。

日税連の法改正運動の 欺瞞性を糺す!! 去る一月二六日山本日税連会長は、法改正に関する政府側の回答とも言われる「会長感觸六項目」を、同会の正副会長会に提出しました。この内容は、「基本要綱」の重要な柱について、いずれも至難・困難として回避したうえ、「基本要綱」作成に保留(組織)な

いし欠落(小規模)したものをつけ加えることを明らかにしております。このことは、会員に事実上「基本要綱」の修正を求めるものであるといわねばなりません。税理士会が永年にわたる年月と膨大な費用を費し意思統一した「基本要綱」を、一部日税連幹部のみの判断で修正しようということは、三万税理士会会員に対する重大な挑戦であります。全国青税はこのような組織無視の山本日税連会長と一部幹部に対し、徹底的にその欺瞞性・独善性を糺してまいりました。去る三月四日には、東京において「基本要綱実現全国大会」を開催し、全国から結集した約二百名の青税会員の会場に渦巻く怒りの声として、五項目の決議文を採択致しました。

「われわれは、力及ぼさずして倒れることを辞さず、力尽くさずにくじけることを拒む。」 全国青税は、業界唯一の意思統一の「証」である「基本要綱」にそった法改正を求めて、孤立を恐れることなく、「国民のための税理士制度」の確立のため全会員一丸となって強力な運動を展開しなければなりません。私共にはいたいた素晴しい会員諸兄のご協力を

「暗闇に眠る若獅子よ 呼び醒せ 真理への情熱を 押し戻せ 歴史の逆流を 時代の怒濤に 雄々しく奮い立たせよ その若きたてがみを！」

けますよう切にお願い致します。 鹿児島大会に 青年の主張を轟かせよう いよいよ鹿児島大会が間近かにせまりました。税理士制度を取巻く環境(制度問題)は、税理士法改正・一般消費税・会社法改正・小企業対策等どれ一つをみても非常に重大な問題を内包しており、一步その対処を間違えば、税理士制度が崩壊する危険を孕んでおります。これらの制度問題を中心にさらに発展する全国青税をめざし青年の漲る主張を、鹿児島大会の場で轟かせましょう。

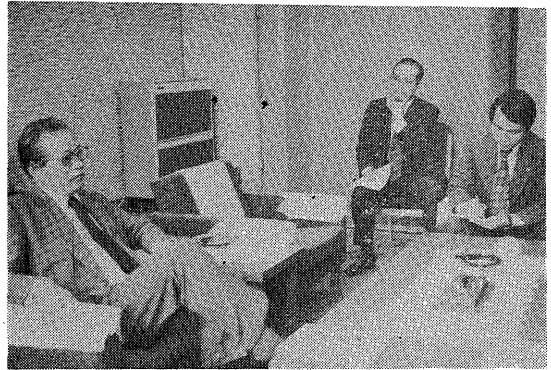
税理士制度発展のため、日税連民主化のため、「税理士会の良心」である青税の輪を、全国に拡げる誓いの場にしましょう。

最後に、内憂外患の今日的時代の中で開催される鹿児島大会の呼びかけに、今年のある大学祭の統一テーマを紹介したいと思います このテーマの中に、意識の共通性をみい出したためです。

その若きたてがみを！」



▲新執行部誕生 (52. 7. 17)

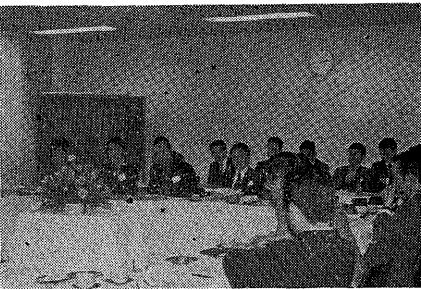


▲税制調査会小倉会長と懇談 (52. 9. 3)

▶日税連幹部と懇談 (53. 3. 2)



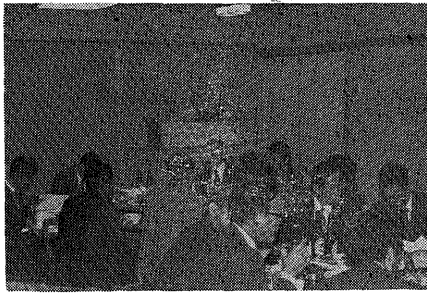
▶各地で常務理事会開催 (53. 2. 4 岡山にて)



全青税一年の足跡



◀秋季シンポジウム (52. 11. 13)



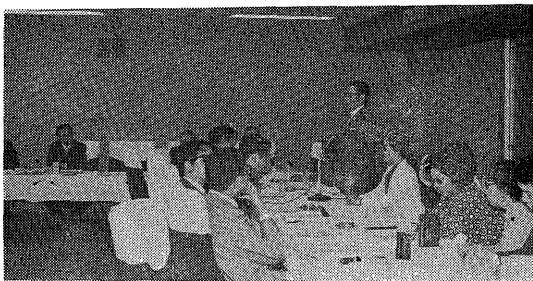
◀徳島の青年税理士と組織づくりのため接しよく (53. 2. 3)



▲税理士法改正対策本部設置 (53. 5. 17)



▲税理士法改正緊急報告・全国討論集会 (53. 3. 4)



▲自民党税理士問題小委員会に出席 (53. 6. 1)



▲国会めぐり・議員会館で打合せ (53. 5. 19)

主 張

税理士法改正運動いよいよ大詰め!

税理士業界の永年の悲願であった税理士法改正運動も、いよいよ大詰めを迎えたとと言ってもよいであろう。それは昨年十二月二十七日の「国税当局と日税連との懇談会報告」を契機に活発になり、明けて本年一月二十六日、日税連正副会長会に提出された「会長感觸六項目メモ」と「税理士法改正研究資料」の中味が知らされ、改めて事の重大性を認識したのである。従来、我々は日税連の会報を見る限りでは、昭和47年に策定した「税理士法改正に関する基本要綱」(以下基本要綱とよぶ)の理念にそつた法改正を実現するものと信じていたし、その実現のための活動もしてきた。ところが、この「会長感觸六項目メモ」等によると、我々が一環して主張している「税理士の職責ないし使命」「特別税理士試験の廃止」、「税理士会の自治権の獲得」等は、ことごとく改正困難、至難というものになっている。昭和三十九年の政府案の廃案以来の歴史的な流れ、

運動の実績はどうなつてしまつたのか?。その後、日税連執行部は、このままでは法改正運動が進展しないと判断したのか、あるいは、急ぐあまりに、急に方向転換をし、基本要綱の修正をする動きさえみられるようになった。それは山本会長より次から次へと出される、日税連税理士法改正対策委員会(大竹浩委員長)(以下「税対」とよぶ)への諮問、付託事項の内容からみても、明白である。まず一般試験制度についていえば、基本要綱では特別試験廃止後検討すべきこととしていたにもかかわらず、一般試験制度の改善を行なおうとしている。同じことは、税理士の組織団体についてもいえることである。組織のあり方については、既に基本要綱の策定時の「第一次試験案」および「第二次試験案」の段階において論じられており、当時は完全自治権獲得の後改めて検討することで保留されているのである。これは、一層複数会制の名のもとに税理士会を分断し、力を弱めるための何ものでもない。なお税理士の「使命の明確化」、「自主権の確立」についても、立論補強という名目で税対に付託し、「使命の明確化」については、「納税者の権利擁護」を「適法

な納税義務の実現」にさきんじてトップに揚げなければならぬ理由(「納税の憲法的意義を踏えて…」)というように抽象的ではなく、もっと具体的に)は何かとする山本会長よりの指示があつたと伝えられている。これについても基本要綱策定時に充分すぎる程議論されているし、また五月十一日には税理士法人制、法33条の2の添付書面と税務監査、使用人等に対する監督義務などが会長付託として出てきている。何故、基本要綱にない項目、既に解決済み問題まで取り上げる必要があるのだろうか。日税連で機関決定を得ている唯一のものが基本要綱なのである。それが、このように日が経つにつれ、日税連執行部の姿勢はくずれ、基本要綱の無視あるいは修正を企み、その内容を会員に知らせようとならない。聞きおよびところ、山本会長は、自民党税制議員懇話会の席上、「日税連が昭和三十九年の政府案に反対し廃案にしたのは誤りであつた。そして、今日改正する趣旨は、納税者側、税行政当局、税理士業界の三者の鼎立した実益に富んだ法案をつくらせていきたい」という意味のあいさつをしたといわれている(日本税政連第一〇七号)。あの当

時、税理士会が挙げて反対し、廃案に持ち込んだあの歴史的な闘いを忘れてしまつたようである。この発言内容からも明らかであるが、昭和三十九年の政府案とほぼ変わらないものが今日また政府案として上程されることが充分に予想される。

国会活動の封じこめを行なおうとしている!

国会上期時期は来年二・三月頃のものであるが、会員の国会活動を封じこめるための準備も着々と進められている。

その一つが、五月二日の日税連正副会長会に提出された「税理士法改正法律案国会上期前後の心掛けについて」と題するもので、成案についての批判、攻撃により国会成立を妨げることをしない、等々の文言となつている。幸いにしてこの件は撤回したが、この法改正を日税連執行部(一部幹部役員)の意のままに進めようとして、このことを裏付けている。税政連の組織は何のためにあるのか、改めて問い直したい。

このように、一般会員に知らされることなく、法改正作業がどんどん進み、既に法案の骨格が出来ているとさえないわれている。先程

述べました、十二月二十七日の国税当局との懇談会でも明らかになつているが、当局は、「……その結果得られた法改正を基本要綱達成への当座のワン・ステップと考える必要もない」といつているように、日税連執行部が進めている「政府へのお願い」―建議方式―が達成されるならば、現在よりさらに基本要綱が実現不可能なものとなるであろう。

私共、青税会員はもとより一般会員は、税理士法改正問題に特段の関心を持ち、各地域で運動していただきたい。現在、全国青年税理士連盟は、「税理士法改正対策本部」を設置し、税理士法改正に関する情報の収集、また国会活動を通じ、税理士法の改正は基本要綱の理念の基ついた改正でなければ法改正の意味がない事を力説している。青税会員の方々とはくにこの大事な時期に大きく飛び上つていただきたい。我々の先輩税理士が、昭和三十九年の政府案を潰したときのように、青税連の存在意義が問われているもの今だと思ふ。そして、日税連、各単位税理士会の動きを充分に監視し、機会あるごとに、基本要綱の実現を訴え、国民のための税理士制度の確立のために共に行動しよう!

行政処分 の制限と質問検査権

— 国税通則法七〇条について —

江 島 昇 平 (新潟)

租税法上の質問検査権は通常任意調査である場合であってもその限界がどこにあるかについて探究するといふいろいろな問題に遭遇するが、その一つが「事前調査」であり「現況調査」であり、ここに取上げる国税通則法七〇条による行政処分の制限の下における調査権のあり方である。

行政権が行政目的に従って質問検査権を行使する場合、国民の自由権との関連においてその必要性和限界は明確にされていなければならぬ。これは法の支配を規定した近代法の要求である。受ける側から受動的なものとして習慣づけられているこれ等の行政行為は、本面二面性を持っているのであって、行政それ自体法の支配を受けるものであること、自己目的のために拡張解釈することが許されないこと等の考え方にあらわれている。

こうした観点から質問検査権の実態にふれるとき、この基本的な理念が正確に貫かれているかどうかに関しましてかなりの疑問が指摘さ

れる。

その問題点として、行政処分の制限を規定した国税通則法七〇条を例にとれば、同法はその一項において、法定期限(申告)から三ヶ年を経過したものについては更正処分は出来ないとし、第二項によつて偽りその他不正な行為によりその全部若しくは一部の税額を免れた場合はその期間を五ヶ年と定めている。この五年の期間については特別な条件が付されていることに注意しなければならぬ。

その条件としての「偽り又は不正」は何によつて判断されるのであるうか。客観的な外部資料が存在する場合は別として、このような資料はないか調査すれば不正が発見されるかもしれないという程度の判断で質問検査権を行使することは、第二項に付された条件を充たしたものとは言えない。

更正は出来ないが調査は可能であると解釈は、行政処分は不可能であるにも拘らず公権力は介入できるといふことで無意味でありかつ論理的でない。これは国税通則

法七〇条が直接質問検査権にふれていないことから法人税法一五四条、所得税法二三四条等を安易に拡張解釈する結果ではないかと思ふが、このような解釈にこそ憲法的感覚が必要とされる所以であるう。

納税者が同条を理由に調査について異論を唱えたとすると、当然通常の場面と異つてその必要性について説明されなければならないと解する。この異論について調査に否定的であると考えるのは早計と言わねばならない。(この段階で秩序犯が成立することは考えられない。)

質問検査権が無原則に拡張されると、行政主体に対して無権利状態を生じ民主的な自主納税制度がアポロギー化する危険性がある。通常の税務調査は三年以内に行われることが、本則であり、五年に遡ることは上述のように特別きびしい条件が必要とされる。その条件が備わらない時点で公権力としての質問検査の介入は無理であつて論理性を欠いている。

行政主体も同じく法の支配を受けるものである限り、その行為に一定の制限があり、自己目的のためにそれを越えることは許されな

い。最近この事例に遭遇して近代的行政法がまだ定着していないことを痛感したが、一般的に目的のために手段を選ばないことは非難の対象となる。

私法自治になじまない公法の原理といえどもそこに明確な限界が存在することは論をまたない。

租税法は国、公共団体の財政需要を充たすための公権力に基づく技術の規定であるが同時に税務行政の限界を定めた法律である。納税者の「権利擁護」に重大な責任をもつ税理士として、この問題についてどのように解釈し対処すべきかここに問題を提起するものであ

る。一八世紀における刑法の古典的名著ベッカリアの「犯罪と刑罰」が書かれた頃は、キリスト教の世俗の勢力や王侯貴族等の封建勢力が暴威を振っていた時代でベッカリアはその著作に陽の目を見させるためにきわめて慎重に進めていた。

現代はそのような意味での *take age* ではない。法律なければ犯罪なし (*in villa poena sine lege*)

質問検査権に刑罪が伴っている限り、租税法の執行もこの原則はなれることは出来ない。行政目的と納税者(国民)の自由権の境界は法理論的に最も明確に認識されねばならないものの一つである。(五三・五・一五)

全青税発行の出版物の ご 案 内

付加価値税視察団報告書	2,000円
ヨーロッパ税理士制度	2,000円
ヨーロッパの中小企業税制	2,500円
クレッカー講演録	500円
十年のおゆみ	2,000円
業務改善資料集	2,000円
第一税協の「要望書、批判」に対する反論	500円

是非お買い求めのうえ、今後の活動の参考として下さい。

申込先 全青税事務局又は単位
青税にお申込み下さい。

